

剣淵町農商工業後継者結婚祝金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内に定住する農業又は商工業の後継者の結婚に対し結婚祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、定住人口の増加及び農商工業の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、後継者とは、現に町内に住民登録を有し、農業又は商工業の後継者として従事し、将来も町の農商工業発展向上に尽力しようとする者をいう。

（祝金の額）

第3条 祝金の額は、婚姻した夫婦一組に対し 50,000 円とする。

（申し出及び決定）

第4条 結婚祝金の支給を受けようとする者は、別記様式により町長に申出書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申し出があったときは、内容を審査し決定する。

（祝金の返還）

第5条 町長は、祝金の支給を受けた者が偽り、その他の不正行為により受給したと認めるときには、該当者に祝金の返還をさせるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式

結 婚 祝 金 申 出 書

平成 年 月 日

剣淵町長 早 坂 純 夫 様

住所

氏名

㊞

このたび、下記のとおり結婚いたしますので、剣淵町農商工業後継者結婚祝金要綱第4条に基づき申し出ます。

記

	夫となるべき者	妻となるべき者
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 在 の 住 所		
現 在 の 職 業		
結 婚 後 の 職 業		
結 婚 後 の 住 所		
結 婚 年 月 日	年 月 日	
父 母 の 氏 名	父 母	父 母
備 考		